

西宮市立郷土資料館条例施行規則の一部を改正する規則制定の件

西宮市立郷土資料館条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 5 日提出

西宮市教育委員会
教育長 重松司郎

西宮市教育委員会規則第 号

西宮市立郷土資料館条例施行規則の一部を改正する規則

西宮市立郷土資料館条例施行規則（昭和 60 年西宮市教育委員会規則第 11 号）
の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（和紙実習費）

第 2 条 条例第 5 条の実習費は、別表第 1 のとおりとする。

第 3 条を次のように改める。

（和紙実習費の減免申請）

第 3 条 条例第 5 条の規定により、実習費の減額又は免除を受けようとする者は、
申請書にその旨を記載し、委員会の承認を受けなければならない。

第 4 条第 1 項中「資料の模写、模造、撮影等館内において」を「条例第 6 条に規定する」に、「をしよう」と「の許可を受けようと」に改め、「、条例第 11 条の規定により」を削る。

第 5 条中「もの」を「者」に改め、同条第 2 項中「条例第 11 条」を「条例第 6 条」に改める。

第 6 条から第 9 条までを削る。

第 10 条第 1 項中「および」を「及び」に改め、同条同項第 2 号中「または」を「又は」に、「保存」を「保存と管理」に改め、同条を第 6 条とする。

第 11 条中「または」を「又は」に、「もの」を「者」に、「もしくは」を「若しくは」に改め、同条を第 7 条とする。

第 12 条の見出しを「（資料の寄贈及び寄託）」に改め、同条中「または」を「又は」に改め、同条を第 8 条とする。

第 13 条から第 15 条までを削る。

第 16 条第 1 項中「別表第 3」を「別表第 2」に改め、同条を第 9 条とする。

第 17 条中「および」を「及び」に改め、同条を第 10 条とする。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

1 団体当たりの実習受講人数	1 団体当たりの実習費
10人から16人まで	5,000円
17人から24人まで	10,000円
25人から40人まで	15,000円

別表第2を次のように改める。

別表第2（第9条関係）

施設名	休館日	開館時間
資料館（学習館を除く。）	西宮市教育文化センター管理規則（昭和59年西宮市教育委員会規則第9号）に定めるところによる。	西宮市教育文化センター管理規則に定めるところによる。
学習館	1. 月曜日 2. 1月1日から1月4日まで及び 12月29日から12月31日まで	午前9時から午後5時まで。ただし、入館は午後4時まで

別表第3を削る。

付 則

この規則は、令和2年4月1日より施行する。

（参考）

○提案理由

西宮市立郷土資料館条例の一部を改正したことに伴い、所要の改正を行うため。

西宮市立郷土資料館条例施行規則 新旧対照表

現 行	改 正 案
(趣旨) 第1条 この規則は、西宮市立郷土資料館条例（昭和59年西宮市条例第17号。以下「条例」という。）の施行について別に定めるものほか、必要な事項を定める。	(趣旨) 第1条 この規則は、西宮市立郷土資料館条例（昭和59年西宮市条例第17号。以下「条例」という。）の施行について別に定めるものほか、必要な事項を定める。
(観覧料) 第2条 条例第5条に規定する観覧料については、教育長が定める。	(和紙実習費) 第2条 条例第5条の実習費は、別表第1のとおりとする。
(学習館の施設) 第3条 条例第6条第1項に定める名塩和紙学習館（以下「学習館」という。）の使用内容及び使用人数は、別表第1のとおりとする。	(和紙実習費の減免申請) 第3条 条例第5条の規定により、実習費の減額又は免除を受けようとする者は、申請書にその旨を記載し、委員会の承認を受けなければならない。
(特別利用) 第4条 資料の模写、模造、撮影等館内において特別利用（以下「特別利用」という。）をしようとする者は、条例第11条の規定により、特別利用許可申請書を西宮市教育委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。 2 委員会が特別利用を許可したときは、特別利用許可書を交付する。 3 特別利用は、所定の場所において館長の指示に従つて行わなければならぬ。 4 委員会は、第2項の許可をする場合において、必要な条件を付すことができる。	(特別利用) 第4条 条例第6条に規定する特別利用（以下「特別利用」という。）の許可を受けようとする者は、特別利用許可申請書を西宮市教育委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。 2 委員会が特別利用を許可したときは、特別利用許可書を交付する。 3 特別利用は、所定の場所において館長の指示に従つて行わなければならぬ。 4 委員会は、第2項の許可をする場合において、必要な条件を付すことができる。
(館外貸出し) 第5条 資料の館外貸出しあは、他の資料館、博物館、学校その他委員会が適当と認めるもののほか、受けることができない。 2 資料の館外貸出しを受けようとするものは、条例第11条の規定により館外貸出許可申請書を委員会に提出しなければならない。 3 委員会が資料の館外貸出しを許可したときは、館外貸出許可書を交付す	(館外貸出し) 第5条 資料の館外貸出しあは、他の資料館、博物館、学校その他委員会が適当と認める者のほか、受けることができない。 2 資料の館外貸出しを受けようとする者は、条例第6条の規定により館外貸出許可申請書を委員会に提出しなければならない。 3 委員会が資料の館外貸出しを許可したときは、館外貸出許可書を交付す

る。

4 資料の館外貸出しの期間は、1月以内とする。ただし、委員会が認めたときは、この限りでない。

5 委員会は、第3項の許可をする場合において、必要な条件を付すことができる。

(学習館の使用許可申請)

第6条 条例第6条第1項の規定により学習館の施設を使用しようとする者は、学習館使用許可申請書（以下「申請書」という。）を委員会に提出しなければならない。

(学習館の使用許可)

第7条 委員会は、学習館の使用を許可したときは、学習館使用許可書（以下「許可書」という。）を交付する。

(学習館の許可書の提示)

第8条 使用者は、学習館を使用するときは、許可書を館長に提示し、その指示を受けなければならない。

(実習費)

第9条 条例第8条の実習費は、別表第2のとおりとする。

(特別利用等の制限)

第10条 つぎの各号の一に該当するときは、特別利用および館外貸出しを許可しない。

- (1) 現に資料が展示されているとき。
- (2) 特別利用または館外貸出しにより資料の保存に影響があるとき。
- (3) 著作権者のある資料で、著作権者の同意を得ていないとき。
- (4) 寄託された資料で、寄託者の同意を得ていないとき。
- (5) その他委員会が、不適当と認めたとき。

(特別利用の取消し等)

第11条 委員会は、特別利用または館外貸出しの許可を受けたものが、許

る。

4 資料の館外貸出しの期間は、1月以内とする。ただし、委員会が認めたときは、この限りでない。

5 委員会は、第3項の許可をする場合において、必要な条件を付すことができる。

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(特別利用等の制限)

第6条 つぎの各号の一に該当するときは、特別利用及び館外貸出しを許可しない。

- (1) 現に資料が展示されているとき。
- (2) 特別利用又は館外貸出しにより資料の保存と管理に影響があるとき。
- (3) 著作権者のある資料で、著作権者の同意を得ていないとき。
- (4) 寄託された資料で、寄託者の同意を得ていないとき。
- (5) その他委員会が、不適当と認めたとき。

(特別利用の取消し等)

可の条件に違反したときもしくはそのおそれがあるときは館の運営上必要があると認めたときは、特別利用または館外貸出しの許可を取消し、停止し、または資料の返還を命じることができる。

(資料の寄贈および寄託)

第12条 資料を寄贈または寄託しようとする者は、委員会に申出なければならぬ。

2 委員会は、館の運営上必要があると認めるときは、前項の申出を受けることができる。

3 受託期間は、1年以上とする。

4 受託資料は、特別の契約がある場合のほか、市所有のものと同様の取扱いをする。

(学習館使用料の減免申請)

第13条 条例第7条第1項ただし書の規定により、学習館の使用料の減額又は免除を受けようとする者は、申請書にその旨を記載し、委員会の承認を受けなければならない。

(学習館冷暖房費の減免)

第14条 前条の規定により学習館の使用料の減額又は免除を受けた使用者については、条例別表備考2に規定する加算額を減額し、又は免除する。

(学習館実習費の減免)

第15条 第13条の規定により使用料の減額又は免除の承認を受けた使用者は、実習費を減額し、又は免除する。

(休館日及び開館時間)

第16条 資料館の休館日及び開館時間は、別表第3のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、委員会が特に必要と認めたときは、休館日及び開館時間を変更することができる。

(委任)

第7条 委員会は、特別利用又は館外貸出しの許可を受けた者が、許可の条件に違反したときもしくはそのおそれがあるときは館の運営上必要があると認めたときは、特別利用又は館外貸出しの許可を取消し、停止し、または資料の返還を命じることができる。

(資料の寄贈及び寄託)

第8条 資料を寄贈又は寄託しようとする者は、委員会に申出なければならない。

2 委員会は、館の運営上必要があると認めるときは、前項の申出を受けることができる。

3 受託期間は、1年以上とする。

4 受託資料は、特別の契約がある場合のほか、市所有のものと同様の取扱いをする。

(削除)

(削除)

(削除)

(休館日及び開館時間)

第9条 資料館の休館日及び開館時間は、別表第2のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、委員会が特に必要と認めたときは、休館日及び開館時間を変更することができる。

(委任)

第17条 この規則に定める申請書その他の書類の様式およびこの規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。

別表第1 (第3条関係)

区分	使用内容	使用人数
実習室	和紙実習等	10人以上40人以内
集会室	和紙の学習又は名塩 紙の愛護啓発事業等	10人以上150人以内

別表第2 (第9条関係)

使用人数	実習費
10人から16人まで	2,500円
17人から24人まで	5,000円
25人から40人まで	7,500円

備考 使用者が本市住民以外の者である場合の実習費は、この表に規定する額の倍額とする。

別表第3 (第16条関係)

施設名	休館日	開館時間
資料館(学習館を除く。)	西宮市教育文化センター 管理規則(昭和59年西宮 市教育委員会規則第9号) に定めるところによる。	西宮市教育文化セ ンター管理規則に 定めるところによ る。
学習館	1. 月曜日 2. 1月1日から1月4日	午前9時から午後 5時まで。

第10条 この規則に定める申請書その他の書類の様式及びこの規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。

(削除)

別表第1 (第2条関係)

1団体当たりの実習受講人数	1団体当たりの実習費
10人から16人まで	5,000円
17人から24人まで	10,000円
25人から40人まで	15,000円

別表第2 (第9条関係)

施設名	休館日	開館時間
資料館(学習館を除く。)	西宮市教育文化センター 管理規則(昭和59年西宮 市教育委員会規則第9号) に定めるところによ る。	西宮市教育文化セ ンター管理規則に 定めるところによ る。
学習館	1. 月曜日 2. 1月1日から1月4日	午前9時から午後 5時まで。

	まで及び12月29 日から12月31日 まで	ただし、入館は午 後4時まで		まで及び12月29 日から12月31日 まで	ただし、入館は午 後4時まで
--	------------------------------	-------------------	--	------------------------------	-------------------

西宮市立郷土資料館条例施行規則改正案（文化財課）

（昭和 60 年 3 月 25 日）

（西宮市教育委員会規則第 11 号）

沿革

平成 14 年 2 月 12 日 西教委規則 16 号

平成 27 年 2 月 4 日 西教委規則 13 号

令和 ● 年 ● 月 ● 日 西教委規則第 ● ● 号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、西宮市立郷土資料館条例（昭和 59 年西宮市条例第 17 号。以下「条例」という。）の施行について別に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（和紙実習費）

第 2 条 条例第 5 条の実習費は、別表第 1 のとおりとする。

（和紙実習費の減免申請）

第 3 条 条例第 5 条の規定により、実習費の減額又は免除を受けようとする者は、申請書にその旨を記載し、委員会の承認を受けなければならない。

（特別利用）

第 4 条 条例第 6 条に規定する特別利用（以下「特別利用」という。）の許可を受けるとする者は、特別利用許可申請書を西宮市教育委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

2 委員会が特別利用を許可したときは、特別利用許可書を交付する。

3 特別利用は、所定の場所において館長の指示に従つて行わなければならない。

4 委員会は、第 2 項の許可をする場合において、必要な条件を付すことができる。

（館外貸出し）

第 5 条 資料の館外貸出しは、他の資料館、博物館、学校その他委員会が適当と認める者のほか、受けとることができない。

2 資料の館外貸出しを受けようとする者は、条例第 6 条の規定により館外貸出許可申請書を委員会に提出しなければならない。

3 委員会が資料の館外貸出しを許可したときは、館外貸出許可書を交付する。

4 資料の館外貸出しの期間は、1 月以内とする。ただし、委員会が認めたときは、この限りでない。

5 委員会は、第 3 項の許可をする場合において、必要な条件を付すことができる。

（特別利用等の制限）

第 6 条 つぎの各号の一に該当するときは、特別利用及び館外貸出しを許可しない。

（1） 現に資料が展示されているとき。

（2） 特別利用又は館外貸出しにより資料の保存と管理に影響があるとき。

（3） 著作権者のある資料で、著作権者の同意を得ていないとき。

（4） 寄託された資料で、寄託者の同意を得ていないとき。

（5） その他委員会が、不適当と認めたとき。

(特別利用の取消し等)

第7条 委員会は、特別利用又は館外貸出しの許可を受けた者が、許可の条件に違反したとき若しくはそのおそれがあるときは館の運営上必要があると認めたときは、特別利用又は館外貸出しの許可を取消し、停止し、又は資料の返還を命じることができる。

(資料の寄贈及び寄託)

第8条 資料を寄贈又は寄託しようとする者は、委員会に申出なければならない。

2 委員会は、館の運営上必要があると認めるときは、前項の申出を受けることができる。

3 受託期間は、1年以上とする。

4 受託資料は、特別の契約がある場合のほか、市所有のものと同様の取扱いをする。

(休館日及び開館時間)

第9条 資料館の休館日及び開館時間は、別表第2のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、委員会が特に必要と認めたときは、休館日及び開館時間を変更することができる。

(委任)

第10条 この規則に定める申請書その他の書類の様式及びこの規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。

付 則

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

付 則 (平成14年2月12日西教委規則第16号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

付 則 (平成27年2月4日西教委規則第13号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

付 則 (令和●年●月●日西教委規則第●●号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

1 団体当たりの実習受講人数	1 団体当たりの実習費
10人から16人まで	5,000円
17人から24人まで	10,000円
25人から40人まで	15,000円

別表第2 (第9条関係)

施設名	休館日	開館時間
資料館 (学習館を除く。)	西宮市教育文化センター管理規則 (昭和59年西宮市教育委員会規則第9号)に定めるところによる。	西宮市教育文化センター管理規則に定めるところによる。
学習館	1. 月曜日 2. 1月1日から1月4日まで及び12月29日から12月31日まで	午前9時から午後5時まで。 ただし、入館は午後4時まで

西宮市立郷土資料館条例（新旧対照表）

現 行	改 正 案
(設置)	(設置)
第1条 郷土の考古、歴史、民俗等に関する資料の収集、保管、展示等を行い、もつて市民の教育、文化の向上に資することを目的として、西宮市立郷土資料館（以下「資料館」という。）を設置する。	第1条 郷土の考古、歴史、民俗等に関する資料の収集、保管、展示等を行い、もつて市民の教育、文化の向上に資することを目的として、西宮市立郷土資料館（以下「資料館」という。）を設置する。
(位置)	(位置)
第2条 資料館は、西宮市川添町15番26号に置く。	第2条 資料館は、西宮市川添町15番26号に置く。
(分館)	(分館)
第2条の2 資料館の分館として名塩和紙学習館（以下「学習館」という。）を置く。	第2条の2 資料館の分館として名塩和紙学習館（以下「学習館」という。）を置く。
2 学習館は、西宮市名塩2丁目10番8号に置く。	2 学習館は、西宮市名塩2丁目10番8号に置く。
(事業)	(事業)
第3条 資料館は、次に掲げる事業を行う。	第3条 資料館は、次に掲げる事業を行う。
(1) 郷土の考古、歴史、民俗等に関する資料（以下「資料」という。）の収集、保管及び展示並びに和紙実習等に関すること。	(1) 郷土の考古、歴史、民俗等に関する資料（以下「資料」という。）の収集、保管及び展示に関すること。
(2) 資料に関する調査研究を行うこと。	(2) 資料に関する調査研究を行うこと。
(3) 資料に関する講演会、講習会、研究会等を開催すること。	(3) 資料に関する講演会、講習会、研究会等を開催すること。
(4) 博物館、学校その他の関係機関と相互協力をすること。	(4) 博物館、学校その他の関係機関と相互協力をすること。
(5) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事業	(5) 学習館において、和紙実習を開催すること。
(職員)	(職員)
第4条 資料館に、館長その他の職員を置く。	第4条 資料館に、館長その他の職員を置く。

(観覧料)

第5条 資料館の観覧料は無料とする。ただし、西宮市教育委員会（以下「委員会」という。）が特に必要と認めるものについては、委員会が定めることにより、観覧料を徴収することができる。

(使用の許可等)

第6条 別表に掲げる学習館の施設を使用しようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするととも、同様とする。

2 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設等を破損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 嘗利を目的とするとき。
- (4) 管理運営上支障があるとき。
- (5) その他委員会が使用を不適当と認めるとき。

(使用料の納付等)

第7条 前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、委員会において特別の理由があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

2 既に納付した使用料は、返還しない。ただし、委員会において特別の理由があると認めたときは、その全額又は一部を返還することができる。

(実習費の納付等)

第8条 使用者が学習館において、和紙実習の指導を受けるときは、委員

(和紙実習の受講)

第5条 学習館において和紙実習を受講しようとする者は、あらかじめ委員会規則で定める実習費を納付ならない。ただし、西宮市教育委員会（以下「委員会」という。）において特別な理由があると認めたときは、実習費を減免することができる。

(削除)

(削除)

(削除)

会規則で定める実習費を納付しなければならない。ただし、委員会において特別の理由があると認めたときは、実習費を減額し、又は免除することができる。

(使用許可の取消)

第9条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項の許可を取り消すことができる。

- (1) 第6条第2項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく委員会規則に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、公益上委員会が特に必要と認めるとき。

(使用権の譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、学習館の使用の権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別利用の許可)

第11条 資料の模写、模造、撮影その他特別利用をしようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。

(原状回復等)

第12条 資料館の施設等を汚損し、破損し、又は滅失した者は、速やかにこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、委員会がやむを得ない事由があると認めるときは、賠償の額を減免することができる。

(入館の制限)

第13条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する者については、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序、善良な風俗その他公益を害し、又はそのおそれがある

(削除)

(削除)

(特別利用の許可)

第6条 資料の模写、模造、撮影その他特別利用をしようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。

(原状回復等)

第7条 資料館の施設等を汚損し、破損し、又は滅失した者は、速やかにこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、委員会がやむを得ない事由があると認めるときは、賠償の額を減免することができる。

(入館の制限)

第8条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する者については、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序、善良な風俗その他公益を害し、又はそのおそれがある

者

- (2) 建物、設備、資料等を損傷し、又はそのおそれがある者
- (3) 営利を目的とする行為をし、又はそのおそれがある者
- (4) その他管理上必要な指示に従わない者

(規則への委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、委員会規則で定める。

付 則

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

付 則（平成12年3月30日西宮市条例第59号西宮市立図書館条例等の一部を改正する条例3条による改正付則）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則（平成13年12月26日西宮市条例第20号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

付 則（平成26年12月18日西宮市条例第28号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第6条、第7条関係）

学習館使用料

区分		午前9時から正午まで	午後0時30分から午後5時まで
施設	実習室	1,000円	1,300円
	集会室	1,000円	1,300円

者

- (2) 建物、設備、資料等を損傷し、又はそのおそれがある者
- (3) 営利を目的とする行為をし、又はそのおそれがある者
- (4) その他管理上必要な指示に従わない者

(規則への委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、委員会規則で定める。

付 則

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

付 則（平成12年3月30日西宮市条例第59号西宮市立図書館条例等の一部を改正する条例3条による改正付則）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則（平成13年12月26日西宮市条例第20号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

付 則（平成26年12月18日西宮市条例第28号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（令和元年 月 日西宮市条例第 号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（削除）

備考

- 1 使用者が市外居住者である場合の使用料は、本表に規定する額の倍額とする。
- 2 冷房又は暖房を行う場合に会っては、この表に規定する額の2割に相当する額を加算する。

西宮市立郷土資料館条例 《名塩和紙学習館使用料の規定》

区分	施設	9時～12時	12時30分～17時	使用人数	備考
使用料	実習室	¥ 1,000	¥ 1,300	10～40人	市外居住者は倍額
	集会室	¥ 1,000	¥ 1,300	10～150人	
冷房又は暖房 (使用料の2割)	実習室	¥ 200	¥ 260	10～40人	—
	集会室	¥ 200	¥ 260	10～150人	—

(条例改正)

使用料徴収の廃止

西宮市立郷土資料館条例施行規則 《和紙実習費の規定》

実習費（旧）		
使用人数	実習費（旧）	備考
10～16人	¥ 2,500	
17～24人	¥ 5,000	市外居住者は倍額
25～40人	¥ 7,500	

(規則改正)

※実習にかかる実費徴収のため、市内・市外の区別は行わない。

実習費（新）		（参考）実習助手の報償費支出	
使用人数	実習費（新）	助手人数（人）	助手報償費（円）
10～16人	¥ 5,000	1	¥ 5,000
17～24人	¥ 10,000	2	¥ 10,000
25～40人	¥ 15,000	3	¥ 15,000

（参考）西宮市立郷土資料館分館名塩和紙学習館管理運営要綱 《実習費減免の規定》

減免規定（旧）			
要綱第8条	条件	減免率	
(1)	市・市教委・推進委	10割	
(2)	市内学校（月～金）	10割	※学校とは、児童生徒が半数以上の団体
(3)	市内学校（土日祝）	5割	※市内とは市内在住・在学・在園する児童生徒が半数以上の団体
(4)	市外学校（月～金）	10割	※市外とは市内在住・在学・在園しない児童生徒が半数以上の団体
(5)	市外学校（土日祝）	3割	
(6)	身障者等	10割	身障者等とは、身障者手帳・療養手帳・戦傷病者手帳の交付を受けている者が半数以上
(7)	その他		その他とは、市教委が特別の理由があると認めたとき、相当と認めた額

(要綱改正予定)

※実習にかかる実費徴収のため、市内・市外の区別は行わない

減免規定（新）			
要綱第●条	条件	減免率	備考
(1)	市・市教委・推進委員会主催	10割（免除）	市長又は市教育長（事務部局の所属長）、推進委員会委員長の申込み
(2)	学校園等（保・幼・小・中・高・養）	10割（免除）	学校園等の授業等行事として利用、校園長等の申込み
(3)	身障者等	10割（免除）	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者が半数以上の団体
(4)	その他		市教委が特別の理由があると認めたとき、相当と認めた額